

シンポジウム4 「職場における健康情報の取扱い ～法学と産業保健実務の橋渡し～」

報告者：森本産業医事務所 代表 森本英樹

シンポジウム4では泉陽子氏（国立大学法人 東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 健康政策分野）と菰口高志氏（弁護士法人大江橋法律事務所）が座長を務め、職場における健康情報の取り扱いを議論した。

まず、座長、兼 演者として菰口氏が「職場での健康情報取扱いに関する主要論点の整理」の試案を提示した。個人情報の利用目的の特定に加え、健康情報の多くが要配慮個人情報であり、情報取得には従業員本人の同意が原則的に必要であること、同意不要の例外として人の生命・身体・財産の保護のために必要、かつ本人の同意を得ることが困難である場合等があることが挙げられた。また一定のセンシティブな健康情報については取得が制限される可能性がある旨、裁判例と行政通達をもとに示された。それに加え、「健康診断等の健康情報の取得が就業規則の規定で足りるのか、各従業員からの個別同意が必要なのか」「健康管理目的で取得した情報に基づいて、異動等の人事上の措置を実施できるのか。それは安全配慮義務として正当化できる範囲に限られるのか」「希死念慮・自殺企図を申告した従業員について、本人の同意なく家族・行政に情報提供できるのか。情報提供しないことが安全配慮義務違反となりうるのか」といった論点が提示された。

森本英樹氏（森本産業医事務所）からは、「職場における健康情報の取扱い ー産業医の立場からー」として、法定外健診の実施に加え、結果の収集と取扱いについての現状の提示があった。企業や従業員からは健診項目の増加は福利厚生的な観点から歓迎されがちであること、産業保健職が結果を確認して指導をすることで早期発見してほしいというニーズが高いことが示される一方で、個人情報保護の観点からは必ずしも全員の個別同意をとっている企業ばかりでないこと等が示された。

島津美由紀氏（ソニーピープルソリューションズ株式会社 健康開発部）からは、「職場における健康情報の取扱い ー産業保健職の立場からー」として、希死念慮や自殺企図のある従業員についての社内への共有・情報開示、家族・行政への情報開示についての課題提示があった。情報開示の必要性についての判断にあたっては、希死念慮・自殺企図における疾病性と事例性を分類することが有用ではないか等の意見が示された。

佐々木達也氏（名古屋学院大学 法学部）からは、「職場における健康情報の取扱い ー法学の立場からー」として、健康情報（HIV・B型肝炎ウイルス検査）の取得に関する裁判例の解説の後、健康情報の提供の同意方法や第三者提供となりうる範囲についての意見が示された。また、希死念慮に関する安全配慮義務が問われた裁判例をもとに、予見可能性と結果回避可能性の判断についての意見が示された。

各演者の講演後には総合討論が行われ、「情報収集の促進と抑制のバランス」や「自殺について予見可能性がある場面での安全配慮義務」について意見交換が行われ、多職種による

議論が法学的検討の深化と現場の課題解決の双方に貢献することが実感された。